

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		高圧ガス貯蔵等の基準適合命令
根拠条例・規則等名		高圧ガス保安法
条 項		高圧ガス保安法第 15 条第 2 項、第 18 条第 3 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話：048-833-7487)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 ※根拠条項（高圧ガス保安法第 15 条第 2 項、第 18 条第 3 項）の規定上明らかであるため。
	設定等年月日	平成 30 年 4 月 1 日設定 年 月 日最終改正
備 考		